

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 森松工業株式会社  
法人番号: 3200001010256  
住所: 岐阜県本巣市見延1430番地の8
- 指名停止措置期間: ①令和3年3月30日から令和3年5月29日まで(2ヵ月)  
②令和3年3月30日から令和3年4月29日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: ①近畿地方測量部管内  
②全国(近畿地方測量部管内を除く)

### 4. 事実概要:

森松工業株式会社の執行役員1名(水道事業部西日本ブロック統括部長)及び社員2名(関西水道営業部長、大阪支店課長)は、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事2件において、同社製の配水タンクが納入しやすくなるように工事の仕様書を作成してもらった見返りとして、同市職員に対し現金約220万円を渡したとして、令和3年1月23日、贈賄容疑で逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由:

物品の有資格登録業者である森松工業株式会社の一般役員等及び使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号口及び第4号口(贈賄)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
1~2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
4 次のイ、ロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内

### (問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)